

## 『播磨国風土記』の古代性

森 陽 香

『播磨国風土記』（以下「本風土記」）の特徴は、従来多く「素朴」の語で捉えられてきた（折口信夫「不合理な点をさながら含んだ素朴なもの」、久松潜一「素樸性が五風土記の中でも最も多い」、水野祐「播磨国の人びとのあいだに伝わっていた素朴な神話」、飯泉健司「誰にでも共感できる素朴な感情が表出」<sup>①</sup>）。しかし、本風土記全体を見渡したうえで、具体的にどの部分にどの程度の素朴さを認め得るのか、という点については、諸説、その明確さになお考察の余地を残している。一方、近年は、編纂段階での伝承内容改変の可能性が、多く論じられている<sup>②</sup>。

・『播磨国風土記』が端的に示すようないわゆる地名（起源）伝承が在地伝承の本来の形であるとは断じ得ない、つまりは支配の側の地名掌握による土地支配の意向によって、編纂段階において創出された形であった可能

性」（秋本吉徳）

・「残された説話は、かつてあり得たであろう在地の説話とは異なつた論理によつて組み立て直されている」と考えられる。」（橋本雅之）

・「風土記の記事は、国司・国造の加筆を経て作成されている。「素朴」な在地伝承がそのまま記載されているのではない。」（飯泉健司）

しかし、本風土記が「素朴」な性格を有するとされることについて根本的に否定する論述は見ず、筆録・編纂者の営為による部分と「素朴」とされる部分との範囲の区分は、なお不明確な点を残している。また、編纂段階での改変の程度について諸説の指摘するところはさまざまで、統一的な見解を見ない<sup>③</sup>。そこで本論は、風土記筆録・編纂者の営為が各地名起源譚の内容にどの程度の影響を及ぼしたのか、

二つの角度から考察し、本風土記の資質を把握し直すことを目指す。

一

まず、本風土記の編纂論を代表する小野田光雄<sup>(4)</sup>を検討し、風土記編纂・筆録者の、各地名起源譚に対する記録態度について、その一端を考察する。小野田説は、本風土記の記事を調査して古代播磨の十一郡を「A群」明石・賀古・印南・美囊「B群」託賀・賀毛・飾磨・神前・(揖保)「C群」讃容・宍禾・(揖保)の三群に分類し、

・「三分類は、内容が偏向してゐるだけでなく、表記上の体裁も三群に分類されるのだから、編纂業務上三群に分れて従事した結果によるものと推定する。」

・「古代播磨の勢力事情が、当国風土記の編述に関係があつて、それが三群分類の原因になつてゐると見るのが私の見解である。尚、それらの勢力家は当然、文献資料を所持してゐたと考へ得るから(略)、それらの文献資料は当然当国風土記の原資料となつた事は認めるのである。」

と結論する。この小野田説は、「三群設定についての極めて明白な根拠にはなほ乏しい」(高藤昇)、「三群に概括したり、とり纏めたりし得る如き共通性は見出し難い」(秋

本吉郎)と批判されたが、近年は『新編日本古典文学全集風土記』解説に小野田説が引かれ、小野田説に依拠する飯泉健司論があるなど、研究史上基礎的な位置を得て見える。しかし既に批判が提出されている以上、小野田説あるいは批判諸説の妥当性について考察しないまま、三群説を受容し続けることは躊躇される。そこで以下、小野田説が三群分類の根拠とする諸点について、記述の体裁面と内容面とに分けて、再検討を試みる。

記述の体裁

体裁面についての小野田説の根拠は多岐に亙るが、本論ではそのうち主な点について検討する。本風土記の記述形式は、たとえば次のようである。

神前郡 右、所以号神前者(略) 故曰神前郡。

聖岡里 (生野)大川内湯川粟鹿川内波自(加村) 土下々

所以号聖岡者(略) 故号聖岡。又、下屎之時、小竹 彈上其屎、行於衣。故号波自賀村。(下略)

所以号生野者(略) 改為生野。

所以号粟鹿川内者(略) 故曰粟鹿川内。

大川内 因大川為名。

湯川 昔、湯出此川。故曰湯川。

(以下、□囲部を「標目」と呼ぶこととする。)

まず、里内小地名（上掲例では生野・大川内・湯川・粟鹿川内・波自加村）の記述形式について検討する。波線部を「割注提示」、網掛け□囲部を「小地名標目」と呼ぶこととする（表1において、生野・粟鹿川内・波自加村はiii、大川内・湯川はiに該当）。また起源譚を「右」と書き出

す例（上掲二重傍線部）についても検討する。表1では、賀古・印南・美囊の三郡がi・ivいずれの形式も持たず、讚容・宍禾二郡がii形式のみで統一されている点で、それぞれ群としての共通性を認める。揖保郡は、里内小地名を記述する形式としてはiiのみである点で讚容・宍禾郡に近しいが、「右」の書き出しを持つ点（iv）では飾磨・神前・託賀・賀毛各郡に通じる性格を示している。また飾磨・神前・託賀・賀毛・揖保各郡はivを持つ点では通じるが、神前・賀毛両郡のみがiを持ち、揖保郡はiiiを持たないといった相違点を孕んでいる。

次に、地名起源譚を記す冒頭の句形（上掲神前郡引用の破線部）について検討する。

表2（次頁）では、賀古・印南・美囊三郡が「所以号」形式のみを使用し、揖保・讚容・宍禾三郡は「所以」に始まる句形以外の形式（「号・号然・称・云」）を持たない点で、それぞれ共通性がある。一方、飾

表1<sup>⑦</sup>（例数は古典大系本が一段落とするものを「1」と数える。以下同じ。）

宍禾	讚容	揖保	賀毛	託賀	神前	飾磨	美囊	印南	賀古	里内小地名の記述形式について				
										i 割注提示あり 小地名標目あり	ii 割注提示なし 小地名標目あり	iii 割注提示あり 小地名標目なし	iv 「右」の書き出し	
			4例		4例									
17例	11例	48例	5例											
			1例	15例	11例	15例								
		6例	16例	3例	3例	18例								

表2

宍禾	讚容	揖保	賀毛	託賀	神前	飾磨	美囊	印南	賀古	
1例		13例	4例	4例	5例	6例	3例	5例	1例	所以号
		8例				8例				所以称
	1例		1例		3例	1例				所以云
4例	1例	9例		1例						所以名
1例										所以名曰
		2例	1例		1例	2例				所以
			11例			4例				号
			2例							号然
						11例				称
				6例	5例					云

磨・神前・託賀・賀毛各郡の句形は極めて多様である。

以上表1・2の考察をまとめれば、「賀古・印南・美囊」三郡の類似と、「讚容・宍禾」二郡の類似、という特徴を指摘できる。特に「賀古・印南・美囊」の三郡は、他に宣命書きの使用（賀古郡比礼墓・印南郡伊保山）や、瀬間正之の言う「播磨風」には稀な漢文的对句<sup>(9)</sup>の使用（印南郡

総記・美囊郡於奚袁奚伝承<sup>(10)</sup>、といった特徴も持ち、強い関係性を示している。一方「飾磨・神前・託賀・賀毛」の四郡は、表1のiv項では共通するが、その他の書式についてはそれぞれ独自の特徴を持ち、群としての結びつきは弱いと見える。また揖保郡は、表1のiv項では「飾磨・神前・託賀・賀毛」群に近いが、表1のi~iii項および表2では「讚容・宍禾」群に近い性格を示し、位置づけに揺れがある。

以上の結果を小野田説に照らしてみれば、小野田説のABC三群分類は、揖保郡の扱いも含めて、記述の体裁面において、およそ本風土記の特徴を捉え得ていると判断できる。しかし、群によって連帯関係の強弱に差があること、特に「飾磨・神前・託賀・賀毛」（揖保）の諸郡は記述傾向に各々独自性を強く持ち一群として一括するには異同が多いことは、今後の課題として指摘しておく。後考を俟つ。

## 記述の内容

次に、内容面の特徴について検討する。小野田説が本風土記を三群に分類する記述内容面の根拠は、次の四点にまとめることができる。

(Ⅰ) 「大神」「伊和大神」「大汝命」「葦原志許乎命」「天日槍命」「少日子根命」たちは、賀古、印南、美囊の三郡を行動範囲としてゐない。」 …… A 群

(Ⅱ) 「昔…」といふ語が、揖保、讚容、宍禾の三郡に於ては、神々の世界には用ゐられなかつた」 …… C 群

(Ⅲ) 「品太天皇は(略)私の云ふ A 群及び C 群中の讚容、宍禾二郡には一例も記録されない。(略)品太天皇の記事は作為あるを思はしめるのである。」 …… B 群

(Ⅳ) 「占国」の説話が此の三郡(筆者注…揖保、讚容、宍禾)に限られてゐる」 …… C 群

まず(Ⅰ)の指摘は、美囊郡に「大物主葦原志許、国堅以後自天下於三坂岑」という伝承があるにもかかわらず、それを正当な理由を示さないままに除外した主張である点に疑義がある。次に(Ⅱ)について本風土記を確認すると、「昔」の語を神の伝承に用いないことは揖保・讚容・宍禾三郡だけでなく印南・美囊両郡も同様であり、小野田説の論証は正当ではない。一方(Ⅲ)(Ⅳ)は、本風土記に照らしてそれぞれ正確な指摘と判断できる。しかし両者を比

べると、揖保郡を飾磨・神前・託賀・賀毛郡の群とする(Ⅲ)のか、讚容・宍禾郡の群とする(Ⅳ)のか、扱いに揺れがある。揖保・讚容・宍禾の三郡を一群として扱う(Ⅳ)一方で、品太天皇伝承を「作為ある」ものだとする(Ⅲ)ならば、その三郡のうちなぜ揖保郡のみに品太天皇伝承を書き記し讚容・宍禾両郡には分布せしめなかつたのか、説明が求められるが、小野田説はその責を果たしていない。

揖保郡は、かつて宍禾郡域を含んでいたことが、宍禾郡比治里条に明らかである。

難波長柄豊前天皇之世、分揖保郡、作宍禾郡之時、山部比治、任為里長。

これは本風土記編纂時以前の各郡の關係を伝える確実な資料であり、本風土記の成立について「古代播磨の勢力事情」を想定する(上掲小野田説引用)のであれば、この記録を持つ揖保郡の扱いを曖昧に留めるべきではない。さらに、もと一郡であつたはずの揖保・宍禾二郡は、保有する伝承の質にも顕著な相違がある。すなわち(天皇自身が活動する伝承数Ⅱ揖保郡19…宍禾郡0)、「天皇の世」型伝承数Ⅱ揖保郡11…宍禾郡1)〈神の伝承数Ⅱ揖保郡17…宍禾郡19〉となつていて、神の伝承と天皇伝承との双方を有する揖保郡と、圧倒的に神の伝承に偏る宍禾郡とは、その性

格を大きく異にしている。過去に一地域であったことが確實なこの二郡が、伝承内容にこれだけの差異を有していることは、古代播磨の行政区域と神や天皇の伝承分布とについて、直接の因果関係を想定することはできないということとを、明確に示している。

加えて、品太天皇は確かに本風土記を特徴づける存在ではあるが、その他の天皇にも目を向けると、小野田説の言う三群の分域を超えて分布する天皇（皇后）伝承として、景行（賀古・印南・揖保）、神功（印南・飾磨・揖保・讚容）、仁徳（明石逸文・印南・飾磨・揖保・讚容・賀毛）、オケ・ヲケ（賀毛・美囊）がある。小野田説には、これらをどのように理解するのか、言及が無い。また本風土記には、小野田説の三群区分では他群に属する郡と、内容的に深いかかわりを持つ伝承がある。

・昔、大帯日子命、詔印南別嬢之時、御佩刀之八咫劍之上結爾八咫勾玉、下結爾麻布都鏡繫、賀毛郡山直等始祖息長命為媒而、詔下行之時（以下略、賀古郡）  
・積幡郡伊和君等族、到来居於此。（飾磨郡）  
・意美袁奚二皇子等、坐於美囊郡志深里高野宮、遣山部小楯、詔国造許麻之女、根日女命。（賀毛郡）

特に賀毛郡の意美・袁奚伝承は、美囊郡に二皇子が坐したという伝承（於奚袁奚天皇等、所以坐於此土者（略）造

宮於此土、而坐之。故有高野宮・少野宮・川村宮・池野宮。」（美囊郡）を前提とするもので、賀毛・美囊両郡の間の、伝承関係の密なることを認める。しかし小野田説の三群分類ではこの二郡は別の群に属し、両者の関連には注意が払われない。

このように小野田説の主張（Ⅰ）～（Ⅳ）はいずれも三群分類の積極的根拠とは認められず、また、本風土記の伝承内容は三群分類に合致しない特徴を多く示している。よって、本風土記の記述内容面について、小野田三群説は成立し難いと考える。

#### 小括

小野田説は、記述の体裁面と内容面との双方に郡毎の偏向を認めて古代播磨の十一郡を三群に分類した。しかし本論では、体裁面についてはおおよそ「賀古・印南・美囊」「讚容・宍禾（揖保）」「飾磨・神前・託賀・賀毛（揖保）」の群別を認め得るのに対し、内容面についてはその群別を支持すべき根拠が得難いことを指摘した。体裁面に認められる三群別が内容面には適合しないことは、本風土記の成立を考察するにあたり、体裁面と内容面とを一律に扱うべきではないことを示唆している。

本論が体裁面について三群を認めた根拠（表1・2）は、

いずれも地名起源譚を記述する目的の上に生じたもので、該当例が郡内の諸地名全般に渡ることから、風土記編纂の過程で現れた特徴だと考える。即ち、和銅六年の官命を受けて風土記が編纂されるにあたり、各郡の記事は三群ごとに体裁が整えられた段階があり、この際体裁面における三群別の特徴が生じたと見る。一方、伝承内容が群別の特徴を示さないことは、風土記編纂過程での編述者の営為が記述の体裁面に留まり、伝承内容にまで及ぶことが少なかったためだと考えられるのではないか。従来、在地伝承の主人公が編纂時に改変された可能性を指摘する説がある（前掲論注3）が、少なくとも本風土記が三群にわかれて編纂された段階において、主人公の改変が積極的に行われたという証拠は認められない。本風土記は、神・天皇・人を幅広く主人公とする多様な伝承を有しているが、そのありようはおよそ、特定の編述者の意図的な改変による結果ではなく、風土記編纂が目論まれる以前の古代播磨各地に、醸成されたものだと考える。

## 二

続いて、地名起源譚成立の時期を論じた代表的な二つの立場として、次の二説を考察対象とする。

・「標目として掲出した地名について、(略)郡名と里名と

では一の例外もなく二字用字に統一せられてゐる。(略)

標目地名としての郡名・里名の用字のみが孤立して和銅の官命に應ずる新用字で統一せられてゐるのに対し、地名説明記事における地名用字が和銅の官命と関はりのない——官命以前の用字で記載せられてゐるものを相当量混じてゐるといふことは、それら地名表記を含む記事が、風土記の筆録編述時の新筆録でなく、編述時既に記録となつて存したものを資料とし、その資料の用字のままに風土記に編入したものであることを考へさせる。」(秋本吉郎、前掲書注5)

・(本風土記邑智里条・伊加麻川条について)「標目の表記が、仮りに、説話中の文脈に規制されているのであれば、その用字は、当然(故、号○○)の部分と一致していなければならぬ。そうならないのは、説話よりも、標目の用字が先行していたからである。風土記の編述者は、仮名表記の標目地名に解釈を加え、そこから説話を作り出しているわけである。標目と説話中の用字が一致するCとD(筆者注・本風土記手苅丘条・稲種山条を指す)に、これに準じて考えるべきであろう。」(西條勉、前掲論注3)

この両説はどちらも、標目と起源譚内の地名表記の差異に着目した論述であるが、標目を「新用字」とする秋本説は、

風土記編纂時既に記録として存した資料が本風土記に編入されたと推定し、標目のほうが先行してあったとする西條説は、風土記編述者が説話を作り出したと結論するという、大きな違いが見て取れる。しかし秋本説の場合、考察対象が郡名・里名に限られるという問題がある。また起源譚内の地名表記の方が標目よりも古く、且つ、それが実際に使用されていた用字であるという実証は果たされていない。一方西條説によれば、本風土記の地名起源譚の多くが風土記編述者によって創作されたものだということになる(破線部)。しかし西條説は「説話よりも、標目の用字が先行していた」という前提に立つが、その根拠は明示されず、秋本説への言及も見られない。

そこで、標目および割注提示の地名表記(秋本説・西條説は標目のみを検討対象とするが、本論では標目を持たない里内小地名についても、割注提示の表記を標目に代わるものと見做し、考察に含める)と起源譚結尾の地名表記とが相違する例のうち、そのどちらか一方が起源譚の内容と関わりを持つている例をすべて挙げ、再検討を試みる。該当するのは、次頁掲出の二十例である<sup>⑩</sup>。

①～②⑩について、標目および結尾の地名表記と、起源譚の内容との関連を確認すれば、⑧以外の例はすべて、結尾の地名表記(傍線部)が起源譚の内容(波線部)と呼応し、

標目は呼応していない。起源譚の内容と結尾の地名表記とは、緊密な結びつきを示している。一方標目は、起源譚の内容および結尾の表記から孤立した用字を持つことから、標目部分のみ成立背景を別にすることが推定できる。そこで次に、標目と結尾の地名表記の新旧を問うことで、標目と起源譚の内容との、成立の先後関係を見定める。

まず、標目と結尾の地名が、表記だけでなく、発音も異なる例に、⑭⑮⑳がある。⑮は、結尾の「褶」<sup>ひらひら</sup>に対し、標目の「比良美」<sup>ひらみ</sup>について「今人云比良美村」と注記される。標目のほうが新しいことが明白である。⑳も、神が河を掘ることを「倦み」<sup>うらみ</sup>のために名付けられたとされる地名「雲彌」<sup>うらみ</sup>に対し、標目の「雲潤」<sup>うらみ</sup>は「今人」の号であると注される。また⑭については、「ウハラはウハトの音訛」とする秋本吉郎説(『日本古典文学大系風土記』前掲書注3)に従えば、やはり標目の方が結尾よりも新しい呼称と考えられる。そしてこの三例の起源譚の内容が、いずれも、新しい標目ではなく、結尾の古い地名呼称と結びついていることは、これらの起源譚が、風土記編纂当時の「今人」による創作ではなく、編纂時以前に生じた伝承であることを示していると考えられる<sup>⑪</sup>。

次に、標目と結尾の地名が、発音は同じであるが表記を異にする諸例(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱)につ



標目

- ①鴨波里
- ②益氣里
- ③麻跡里
- ④英馬野
- ⑤阿比野
- ⑥上岡里
- ⑦邑智里
- ⑧掘村
- ⑨意此川
- ⑩揖保郡
- 揖保里
- 粒丘
- ⑪美奈志川
- ⑫讚容郡
- ⑬邑寶里
- ⑭宇波良村
- ⑮比良美村
- ⑯伊加麻川
- ⑰御方里
- ⑱目前
- ⑲法太里
- ⑳雲潤里

起源譚

昔、大部造等始祖古理壳、耕此之野、多種粟。所以号宅者、大帶日子命、造御宅於此村。

右、号麻跡者、品太天皇、巡行之時、勅云、見此二山者、能似人眼割下。

所以号英馬野者、品太天皇、此野狩時、一馬走逸。勅云、誰馬乎。侍從等对云、朕君御馬也。

所以阿比野者、品太天皇、從山方幸行之時、從臣等、自海方參會。

出雲國阿菩大神(略)上來之時、到於此處、乃聞關止、覆其所乘之船而坐之。

品太天皇、巡行之時、到於此處、勅云、吾謂狹地、此乃大内之乎。

所以名都可者、石龍比売命、立於泉里波多為社而射之、到此處、箭盡入地、唯出掘許。

品太天皇之世、(略)檮山柏挂帶垂腰、下於此川相壓。

事明下。

所以称粒者、此里、依於粒山。故因山為名。

所以号粒丘者、(略)主神、即畏客神之盛行、而先欲占國、巡上到於粒丘、而食之。於此、自

口落粒。

所以号美奈志川者(略)妹神遂不許之、而作密樋、流出於泉村之田頭。由此、川水絕而不流。

所以云讚容者(略)大神勅云、汝妹者、五月夜殖哉、即去他處。

彌麻都比古命、治井食糧、即云、吾占多國。

葦原志許乎命、占國之時、勅云、此地小狹如室戶。

大神之禰、落於此村。

今人云比良美村。

大神占國之時、烏賊在於此川。

所以号御形者(略)葦原志許乎命之黑葛、一條落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條落此村。

一云、大神為形見、植御杖於此村。

目前田者、天皇獮犬、為猪所打害目。

所以号法太者(略)讚伎日子、負而逃去、以手匍去。

右、号雲潤者(略)丹津日子云、此神、倦掘河事、云爾而已。

結尾

故曰粟々里 (賀古郡)

故曰宅村 (印南郡)

故曰目割 (飾磨郡)

故曰我馬野 (〃)

故曰會野 (〃)

故曰神阜 (揖保郡)

故曰大内 (〃)

故曰都可村 (〃)

故曰壓川 (〃)

故曰粒丘 (〃)

故曰无水川 (〃)

故曰五月夜郡 (讚容郡)

故曰大村 (〃)

故曰表戶 (安末郡)

故曰褶村 (〃)

故曰烏賊間川 (〃)

故曰三條 (〃)

故曰御形 (〃)

故曰目割 (託賀郡)

故曰匍田 (〃)

故曰雲潤 (賀毛郡)

いて考える。たとえば⑩では、郡名と里名の標目は「揖保」という二字表記だが、その由来は粒丘条に「自口落粒」と記され、そこでの結尾表記は「粒」の一字である。このイヒボの表記について、次の木簡を考察材料に挙げる。

a・飯□〔穂カ〕評若倭了柏

・五戸乎加ツ（藤原宮跡北辺地区）<sup>⑭</sup>

b・粒評石見里

・□□□□（飛鳥池遺跡北地区）<sup>⑮</sup>

c 揖保郡二斗九升（平城宮第一次大極殿院回廊東南隅付近）<sup>⑯</sup>

d・播磨國揖保郡□

・□□〔衛カ〕□□〔六カ〕百（平城宮宮城南面西門）<sup>⑰</sup>

e・播磨國揖保郡□↓

・□□〔紀カ〕□□□□□□（平城宮東張出部西端）<sup>⑱</sup>

f 播磨國揖保郡占上郷□家里阿曇□（平城宮東張出部西端）<sup>⑲</sup>

g・播磨國揖保郡林田郷

・□□〔林カ〕里鴨部□□□□（平城宮南面大垣東端）<sup>⑳</sup>

「イヒボ」の地名を有する木簡は a、g の七点で、表記に「飯□〔穂カ〕」「粒□〔揖保〕」の三通りがある。a、b は評制下すなわち大宝令施行以前の木簡（注15は b を「七世紀末頃」と推定）、c、d、e は年代不明（d 出土溝からは

「神亀三年から神護景雲まで」の木簡を検出、e 出土溝は「養老・神亀頃の溝」とされる）、f、g は郷里制下の木簡であり、靈龜初年頃以後二十年余間のものと位置づけられる。よって地名イヒボの表記について、およそ「飯□」「粒」が古く、「揖保」は比較的新しい用字として、いずれも実際に使用されていた表記であると確認できる。これを本風土記⑩に照らすと、標目表記「揖保郡」「揖保里」は、結尾表記「粒丘」よりも新しいものであり、起源譚（「自口落粒」）は古い表記である「粒」と呼応している。風土記編述者が編纂にあたり起源譚を創作したとするならば、新しい「揖保」ではなくあえて古い「粒」という表記に相応しい内容を意図的に創作したことになるが、そのように想定する蓋然性は低いのではないか。起源譚が、風土記編纂時に用いられた二字表記「揖保」よりも古い表記「粒」に呼応する内容を持つことは、少なくとも「揖保」表記が定着する以前の「粒」表記を使用する慣習の中に、その起源譚の発生時期を求めべきだと考える。<sup>㉑</sup>

なお、「粒」から「揖保」への表記の変化は、郡里名二字表記化の命を受けての改変と考えられ、その発令の時期を「遅くとも和銅四年四月以前」と見る説に従えば、「粒」字と結びついた起源譚は、遅くとも和銅四年以前までにイヒボ郡内で発生・伝承されていたものと位置づけられる。

また、上掲の風土記記事①～⑳のうち、起源譚結尾の地名表記が一字もしくは三字であり標目は二字表記の郡里例として、他に②⑬がある。これらは木簡資料が無く確証を得られないが、イヒボの例と同様に、標目は二字表記の命を受けた新表記であり起源譚の内容と結びついた結尾表記のほうが古い可能性が高く、従ってこれらの起源譚の発生時期についても、標目の二字表記が使用される以前、即ち風土記編纂時以前を想定することが妥当と考える。

次に、上掲風土記記事①賀古郡アハ八里を例証に挙げる。

h・幡磨國加古郡禾々里

・□戸首名俵（平城宮東院地区<sup>②</sup>）

i 播磨國賀古郡淡葉郷須□（保カ）里曾祢部石村御調

御贄「大鮪六斤太」

（平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構（北）<sup>③</sup>）

h i は、アハ八里の地名を有する木簡である。h は、この木簡の出土溝から和銅年間の木簡九点が出土し「年紀のないものも記載内容から同時期のものとみてよい」とされ、i は郷里制下のものである。従って例数に乏しいが、「禾々」の方が「淡葉」よりも古い用字と考えられる。一方本風土記①では、標目「鴨波里」に対し起源譚は「多種粟。故曰粟々里。」とある。「鴨波」と標記した木簡は現在知られていないが、h i の木簡を踏まえると、穀物を意

味する用字（「禾々」（木簡）・「粟々」（本風土記））が、「淡葉」（木簡）・「鴨波」（本風土記）に改められたと推察される。従ってアハ八里の場合も、「多種粟」という起源譚の内容は、遅くとも和銅四年に表記が改められる以前の、「禾々」「粟々」という古い表記が行われた時代に発生したものである可能性が高いと判断する。なお、アハ八里の改字が「嘉名」（好字）二字化の命によるものとすれば、上掲の風土記記事中他に③⑦⑨⑪⑬⑱の諸例も同様の理由で改字された可能性がある。よってこれらの起源譚の成立時期についても、アハ八里と同様の事情を想定できると考える。

以上、木簡を考察材料に用いて、本風土記の諸伝承がそれぞれの地名と結びつき起源譚として成立した時期について、風土記編纂時以前を想定すべき例があることを示した。例数は僅かだが、風土記の地名起源譚と結びついた「粒」「禾々」という地名表記が木簡に確認されることは、それらの起源譚の発生と伝承を支える土壌が、風土記編纂時以前の古代播磨に、確かに育っていたことを示している。

#### まとめ

第一章では、小野田光雄説を再検討した結果、記述の体裁面ではおおよそ「賀古・印南・美囊」「讃容・宍禾」（揖

保)」「飾磨・神前・託賀・賀毛・(揖保)」の三群別を認め得るが、伝承内容面ではその群別が認められないことを論じ、風土記編纂時に生じたと考えられる体裁面の特徴が内容面にはそぐわないことから、本風土記の記す諸伝承の多くは、編纂時におおきな改変を受けずに記載された可能性が高いと考えた。また第二章では、秋本吉郎説・西條勉説を検討対象とし、両説ともに曖昧な論証に留まっていた標目表記と地名起源譚との先後関係について、標目表記が風土記編纂直前に改字された新しい用字であることを木簡資料から明らかにした。そして、地名起源譚はそれ以前の古い地名表記と結びついた内容を有していることから、編纂時の創作とは考え難いことを論じた。

以上二点の考察はどちらも、本風土記記載の地名起源譚について、風土記編纂時の創作ではなく、編纂時以前の古代播磨各地に発生と伝承の場を想定すべきことを指標している。本論が考察対象とした諸伝承は、第一章では小野田説の検討にかかわるもの、第二章では標目と結尾の地名表記が相違するものを中心であり、上述の結論は本風土記のすべての伝承に及ぼし得るものではない。はじめに述べたように、一部の伝承については、風土記成立過程で筆録・編纂者による創出や加筆が試みられた可能性もある。しかし本論は、大きく二つの角度から本風土記を見渡して、本

風土記の書き留めた地名起源譚の中には、風土記編纂のさまざまな過程を経ながらも、古代播磨各地に生きた人々の心性を確かに残しているものがあることを論証し、そこに本風土記の古代性の一端を認めて、結論とする。

## 注

(1) 折口信夫「風土記の古代生活」一九三二年(『折口信夫全集5』中央公論社一九九五年所収)、久松潜一『日本古典全書風土記(上)』朝日新聞社一九五九年、水野祐「入門・古風土記(上)」雄山閣出版一九八七年、飯泉健司「『播磨国風土記』文芸的な面白さ」国文学解釈と教材の研究54-7二〇〇九年

(2) 秋本吉徳「土地に刻まれた歴史」『古事記研究大系4古事記の神話』高科書店一九九三年所収、橋本雅之「古風土記編纂の視点」国語と国文学81-11二〇〇四年(同著『古風土記の研究』和泉書院二〇〇七年再録)、飯泉健司「風土記の魅力と可能性」大倉山論集53二〇〇七年

(3) たとえば、播磨の在地伝承に筆録・編纂者の意識を反映する記述が加えられたとする説(吉野裕『風土記の世界』岩波書店一九五九年(該当箇所は益田勝実筆)、飯泉健司「仏像に似る神」国語と国文学81-11二〇〇四年)、記事の選定と載録に筆録・編纂者の価値観が影響したとする説(秋本吉郎『日本古典文学大系風土記』

岩波書店一九五八年、飯泉健司「靈劍の主張」神田典城編『風土記の表現』笠間書院二〇〇九年所収、在地伝承の主人公が編纂時に改変された可能性を指摘する説（瀧音能之『出雲国風土記と古代日本』雄山閣出版一九九四年、秋本吉徳「中央と地方との関係」『岩波講座日本文学史Ⅰ』岩波書店一九九五年所収）、地名起源譚自体が編纂時に創作されたものだとする説（長野一雄「播磨風土記応神天皇説話の作成法」国文学研究64一九七八年、西條勉「播磨国風土記のトポノミー」国士館大学文学部人文学会紀要23一九九〇年（同著『古代の読み方』笠間書院二〇〇三年に「土地の名と文字／ことば」として再録）等がある。

(4) 小野田光雄「播磨国風土記の成立について（再考）（上）・（下）」神道史研究6・1・2一九五八年（同著『古事記積日本紀風土記ノ文献学的研究』続群書類従完成会一九九六年に再録）

(5) 高藤昇「伊和大神考」国学院雑誌57・6一九五六年（高藤論は、小野田光雄「播磨風土記の成立に関する一考察」国学院雑誌55・3一九五四年を批判したものだ、この小野田論の結論は前掲注4の小野田論とほぼ等しい）、秋本吉郎『風土記の研究』大阪経済大学後援会一九六三年

(6) 植垣節也『新編日本古典文学全集風土記』小学館一九九七年、飯泉健司「播磨国風土記・飾磨「伊刀島伝承」考」立正大学文学部論叢103一九九六年、飯泉健司「播

磨国風土記」植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』世界思想社二〇〇一年所収

(7) 賀毛郡猪飼野・腹辟沼は、割注提示が大字表記だがiに含める。揖保郡菅生山・伊勢野は、三条西家本に從い標目なしと認めiiに含めない。神前郡蔭山里の割注提示「蔭岡」は、「蔭山」との関係性に疑点が残るためiiiに計上していない。揖保郡伊刀嶋の「右」字（三条西家本「名」字）は校訂に問題を残すためivに計上していない。

(8) 賀毛郡上鴨里・下鴨里の冒頭句形は校訂に問題があり除外した。「所以」は、古典大系本・新編日本古典文学全集本とも校訂を施す場合があるが、冒頭句形の一形式と見做した。飾磨郡大野里・高瀬の「称」字は三条西家本に「祢」とあるが、「称」字の誤写と認めた。

(9) 瀬間正之「文体・文字総論」前掲『風土記の表現』注3所収

(10) 標目および割注提示と起源譚結尾との地名表記が相違する例は他に次のものがあるが、それぞれ下記の理由で考察対象としなかった。a) 両地名表記とも起源譚の内容と字義とがかわらないためii飾磨郡カヤ里、揖保郡タムナシ里、讃容郡ミカツキハ、宍粟郡スカ里・アワカ山・ウルカ里、神前郡ハジカ村、託賀郡ツタキ・アタカノ。b) 両地名表記に意味的な差異が無いためii飾磨郡ハコ丘・ヲガハ里、揖保郡オホヤケ里、讃容郡ナカツガハ里、賀毛郡ナラハラ里・キカヒノ。

c) 両地名表記の差異が固有地名以外の部分にあるためⅡ飾磨郡イワ里(イワベ)・宮ヲカ・檀サカ(ヲカ)、揖保郡御立ヲカ・言拳ヲカ(サキ)、宍禾郡稻舂ミネ(サキ)、託賀郡支閨ヲカ・伊夜ヲカ。d) 両地名の差異の所以が起源譚内で語られないためⅡ飾磨郡琴(神)丘・箕(形)丘・稻(牟礼)丘。e) 両地名表記とも古代の一般的な用字であると認められるためⅡ飾磨郡アナシ里。f) 地名起源譚の訓読と理解が諸注釈書間で定まっていないためⅡ讚容郡ウノ里。

(11) ⑧は、起源譚の内容(「唯出握許」)に呼応するのが結尾の「都可」ではなく割注提示の「握」である点、他例と異なる。その理由の検討は今後の課題とするが、二字ではない方の地名表記が起源譚の内容と関わっている点は、②⑩⑫⑬の諸例と等しい。

(12) ⑭⑮⑯の地名の訓は、古典大系本(前掲書注3)および沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編『播磨国風土記』山川出版社二〇〇五年によった。

(13) 飯泉健司「三山相聞(上)(下)」(国学院雑誌100・8・9一九九九年)は、阿菩大神伝承が三条西家本では越部里の中に記載され、標目の「上岡」と結尾の「神阜」とは「ミ」の仮名遣に甲乙の差があることを根拠に、上岡里の地名起源譚ではないとする。しかしそのようにみるならば上岡里の地名起源譚は記載されていないことになるが、本風土記中掲出された里名の由来を全く記さない例は他に無く、極めて異例である。また、

託賀郡賀眉里の起源譚は「由居川上為名」とあり、「眉」字は乙類、「上」字のミは甲類であるから、本風土記の地名起源譚は標目地名と甲乙の差があっても成立すると認められる。従って、阿菩大神伝承は三条西家本の記載位置に問題を残すが、いまは上岡里の起源譚として扱っておく。

(14) 『評制下荷札木簡集成』東京大学出版会二〇〇六年

(15) 『飛鳥藤原京木簡1』奈良文化財研究所二〇〇七年

(16) 『平城宮木簡7解説』奈良文化財研究所二〇一〇年

(17) 『平城宮発掘調査出土木簡概報15』奈良国立文化財研究所一九八二年

(18) 『平城宮木簡3解説』奈良国立文化財研究所一九八一年

(19) 『平城宮木簡6解説』奈良文化財研究所二〇〇四年

(20) 粒丘の伝承について、秋本吉徳「風土記の神話」(『日本神話必携』学燈社一九八二年所収)・伊藤剣「『播磨国風土記』揖保郡粒丘条について」(『記紀・風土記論究』おうふう二〇〇九年所収、同著『日本上代の神話伝承』新典社二〇一〇年に一部改稿し再録)は、地名起源譚としての新しさを指摘する。しかし筆者は、本論に述べた木簡表記と起源譚の内容との関係を根拠に、この伝承が地名起源譚として機能し始めた時期は、「揖保」表記が固定する以前、即ち風土記編纂時以前に求めるべきだと考える。

(21) 北川和秀「郡郷里名二字表記化の時期について」『論

集上代文学33』笠間書院二〇一一年所収

(22) 『平城宮発掘調査出土木簡概報12』奈良国立文化財研究所一九七八年

(23) 『平城宮発掘調査出土木簡概報38』奈良文化財研究所二〇〇七年

(24) 本論に先立って、北川和秀「地名二字表記化をめぐって」(『上代文学』三二〇一三年)は木簡と本風土記の地名表記を対照し、本論に示したイヒボ・アハハの他に賀毛郡ナラハラ里などを例証として、「掲出郡里名表記は播磨国風土記の編纂時のもの」であり「文中の表記は風土記編纂時よりも古い時期の表記を留めているものがある」ことを指摘している。本論は、この北川説の正しいことを確認した上で、風土記編纂時以前に用いられていた地名表記が起源譚の内容にかかわっていることからそれらの起源譚の発生時期を見定め、本風土記の資質そのものを明らかにすることを試みたものである。

(『播磨国風土記』の引用は日本古典文学大系本によったが、一部私に表記を改めた。)